

# 災害等の影響による家計急変世帯を支援します！

## 大分県私立高校生等奨学給付金のご案内（県外高校）

### 奨学給付金について

○大分県では、すべての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯又は非課税世帯の保護者を対象に、私立高校生等奨学給付金を支給しています。（返還不要）

○近年、災害等の影響のため、家計が急変し非課税相当と認められる世帯の保護者に対し、奨学給付金を支給しています。

## 1 対象となる世帯

①保護者等（18歳以上の生徒については、生計維持者。以下同じ。）及び ②高校生等について以下の要件をすべて満たす世帯に支給します。

### 【①保護者等（親権者等）の要件】

a 大分県内に住所を有していること。

※保護者等の一方が単身赴任等で県外在住の場合でも、大分県が生活の本拠である場合は支給対象となります。

b 令和6年度の住民税所得割が課税されているが、災害等の影響に起因する家計急変により「保護者等全員の住民税所得割が非課税である」に相当すること。

\*非課税相当の年収見込の目安額 4人世帯の場合・・・約270万円未満（扶養人数等による）

\*申請書内に記載している「家計急変の状況がわかる書類（離職票や廃業届等）」「家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、税理士や公認会計士が作成した証明書等）」等の書類で確認します。

c 生活保護法による生業扶助を受給していないこと。

### 【②高校生等の要件】

a 下記いずれかの私立学校に在学しており、就学支援金又は専攻科の修学支援制度の対象者であること。

・高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)および専攻科課程

・専修学校高等課程

・私立専修学校一般課程または各種学校であって、高校入学資格者を入学資格とする次の施設（理容師養成施設・准看護師養成所・美容師養成施設・調理師養成施設・製菓衛生師養成施設）

## 2 奨学給付金の支給額について

・奨学給付金は、高校生等の属する世帯の状況に応じて、対象となる高校生等1人ごとに金額が異なります。一人当たりの年間支給額は下表のとおりです。

・6月までに家計急変した場合は年額を支給しますが、7月以降に家計急変した場合は家計急変した月の翌月～令和7年3月までの月数分を支給します。

	非課税世帯相当	
	第1子	第2子以降
全日制・定時制	142,600円	152,000円
通信制	52,100円	
専攻科	52,100円	

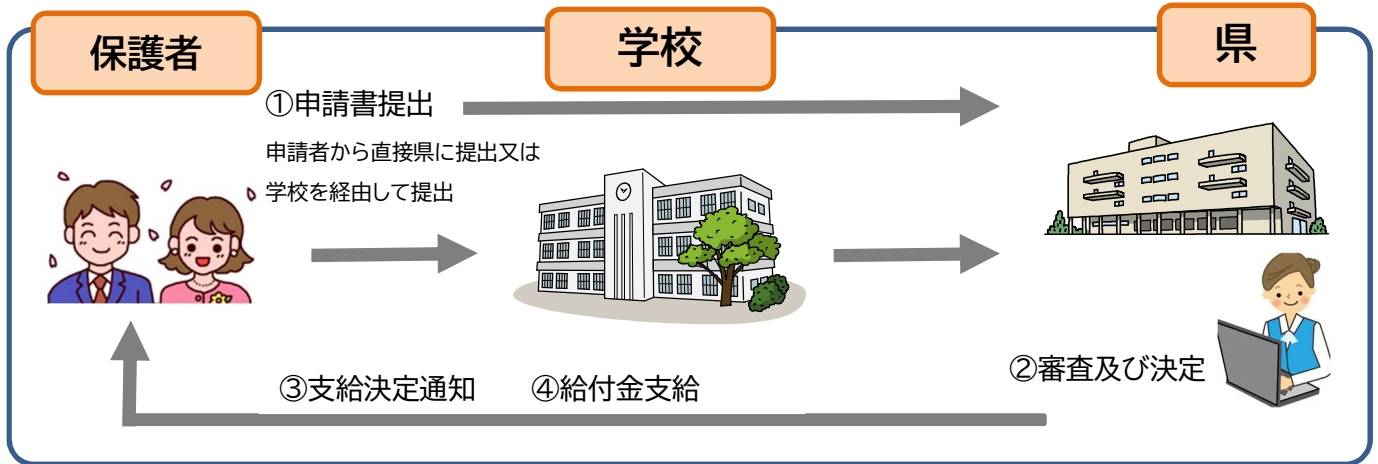
<例>非課税第1子に相当する世帯が、9月に家計急変した場合

・・・10月～翌年3月（6か月分）を支給（142,600円 × 6か月 / 12か月 = 71,300円）

### 3 申請について

- ・申請書は当県ホームページからダウンロードできます。（電話で請求することもできます）
- ・申請書に従い、必要書類を提出してください。
- ・6月までに家計が急変した世帯は、令和6年8月30日（金）【消印有効】までに提出してください。
- ・7月以降家計が急変した場合は、随時ご連絡ください。ただし、年度を超えて申請はできませんので、提出が遅れた場合は申請を受付けられないことがありますのでご注意ください。

### 4 奨学給付金の支給の流れについて（家計急変）



### 5 奨学給付金の受取りについて

奨学給付金は、申請の認定を受けた後、県から直接ご指定の保護者等の口座に振込みます。振込日については支給決定通知と一緒にお知らせしますので、通知が届くまでお待ちください。  
※県へ事前にご連絡いただいても、お答えできませんのでご了承ください。

### 6 留意事項

- ・この奨学給付金は、返還の必要がありません。  
ただし、不正に受給した場合には、返還のうえ、刑罰が科されることがあります。
- ・申請後、支給されるまでの間に家計の状況に変更があった場合（離職を原因として申請したが、その後再就職した等）は必ず申し出てください。  
※申し出がなかった場合、不正受給とみなされる場合があります。
- ・対象高校生等が2人以上いる場合は、それぞれ申請してください。
- ・提出の際は、申請書に添付している案内等をよくお読みください。
- ・今回の申請は令和6年度の家計急変世帯への支援についてのものです。通常の給付金については、別途お知らせします。

### 7 お問い合わせ先

大分県学事・私学振興課 TEL：097-506-3079

\* 申請書類の請求の場合は、「奨学給付金の申請書類の郵送を希望」とお伝えください。